



人も気候も温泉もあったか～い 癒しとおもてなしのまち「いぶすき」へ



定住促進事業のご紹介



指宿市では、新たに市内へ定住される方を支援するため、定住促進事業を行っています。

助成対象要件

■令和2年4月1日から令和5年3月31日までに、次に掲げる要件のすべてに該当する世帯責任者に対し、転入日（転入した日として住民基本台帳に登録されている日）の翌日から起算して1年以内に申請した場合に助成金を交付します（※令和2年4月1日から令和3年3月31日までに転入した方は、2年以内の申請可）。

(1) 定住することを目的として転入した方で、当該世帯全員が本市（旧指宿市、旧山川町、旧開聞町を含む。）の住民基本台帳に一度も記録されたことがないこと。（1ターン者）

(2) 本市に床面積 50㎡以上の住宅を新築、又は床面積 50㎡以上の住宅を購入した方。

※世帯責任者とは、世帯において主として世帯の生計を維持しているとともに、転入の日において65歳以下の方です。（独身者でも対象となります。）

助成金額

助成区分	世帯責任者	
	50歳以下の人	50歳を超え 65歳以下の人
新築した場合	100万円	50万円
建築年数10年以内の住宅 を購入した場合	80万円(上限)	40万円(上限)
建築年数10年を超えた住 宅を購入した場合	50万円(上限)	25万円(上限)



- 1 住宅を購入した場合は、購入価格の2分の1を助成します。ただし、上記を限度額とします。
- 2 助成金に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。

申請に必要な提出書類

- 交付申請書
- 誓約書
- 住民票（世帯全員）及び戸籍の附票の写し
- 建築請負契約書又は売買契約書
- 建物登記事項証明書

注目！その他の支援あれこれ

- ① **子育て**：中学校卒業までの医療費が無料！（※自己負担分を市が助成）
- ② **しごと**：農業を始めたい方、起業したい方へのワンストップ相談窓口、研修、助成制度（農業支援センター、創業支援センター）

※ 詳しくはお問合せください。【問合せ先】：指宿市役所市長公室 TEL 0993-22-2111